

2-(2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

ア BOD等に係る環境基準

(平成22年3月末現在)

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	S48. 6.29	H7.6.5見直し(旧:C)
高尾野川	全域	A	イ	桜橋 出水橋	S50. 4.21	H19.3.30見直し
折口川	全域	A	ロ	田島橋	S50. 4.21	H19.3.30見直し(旧:C)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	S50. 4.21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木大橋	S48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷 小倉	S46. 5.25	H20.3.28見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50. 4.21	H8.6.5見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50. 4.21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	S50. 4.21	
大里川	全域	A	ロ	恵比須橋	S50. 4.21	H19.3.30見直し(旧:C)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	S51. 4.26	H19.3.30見直し(旧:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋 万之瀬橋	S49. 7. 5	H19.3.30見直し
加世田川	全域	A	イ	田中橋	S49. 7. 5	H19.3.30見直し(旧:B)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口 第一花渡橋	S52. 6.17	H19.3.30見直し
和田川	全域	B	ハ	潮見橋	S49. 6.14	H19.3.30見直し(旧:C)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	S49. 6.14	
脇田川	全域	B	ロ	南田橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
新川	全域	B	ロ	鶴ヶ崎第二橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S47. 6.19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	B	ロ	黒葛原橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	S49. 6.14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	S49. 6.14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	S49. 6.14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	S49. 6.14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	S49. 6.14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	S49. 6.14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	A A	イ	内之野橋下流	S50. 7. 1	H8.6.5見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	A	イ	中洲橋	S50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	S50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	S48.12. 7	H20.3.28見直し(旧:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	S48.12. 7	H20.3.28見直し(旧:B)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	S48.12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	S48.12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	S48.12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	S48.12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	S50. 4.21	H7.6.5見直し(旧:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S48. 6.29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S48. 6.29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S48. 6.29	

イ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
甲突川	全域	生物B	イ	3	S22. 3.30	
天降川	全域	生物B	イ	1	S22. 3.30	

② 湖沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	S52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	S56. 1.26	
鰻池	全域	A	イ	1	S57.11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	H9. 6.25	

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	II	ロ	3	S60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	3	S61.12.10	〃
鰻池	全域	II	イ	1	S62. 6.10	〃
高隈ダム貯水池	全域	III	イ	2	H9. 6.25	〃

ウ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	湖沼生物B	イ	3	S22. 3.30	
鰻池	全域	湖沼生物B	イ	1	S22. 3.30	

③ 海域

ア COD等に係る環境基準

水 域	範 囲	基準 点数	該当 類型	達成 期間	類型指定 年 月 日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	〃
〃 (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	〃
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	S53. 9. 1
〃 (2)	万之瀬川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	〃
〃 (4)	川内港	1	B	イ	S57. 2. 10
〃 (5)	串木野港	1	B	イ	〃
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	S52. 6. 17
鹿 児 島 湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	S50. 7. 1
〃 (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	S50. 7. 1 (H7.6.5範囲変更)
〃 (3)	〃 南港区	1	B	イ	S50. 7. 1
〃 (4)	〃 木材港区	1	B	イ	〃
〃 (5)	〃 谷山一区	1	B	イ	〃
〃 (6)	〃 谷山二区	2	B	イ	〃
〃 (7)	山川港	1	B	イ	〃
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	S51. 8. 9
〃 (2)	菱田川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (3)	肝属川河口海域	1	A	ロ	〃
〃 (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	〃
西之表港海域	全 域	2	A	イ	S53. 9. 1
名 瀬 港 海 域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	S52. 6. 17
〃 (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	〃
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	S57. 2. 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
鹿児島湾	全 域	Ⅱ	イ	26	H8. 6. 5	
八代海南部海域	全 域	Ⅰ	イ	7	H11. 5.14	

(注) 達成期間「イ」とは、ただちに達成
「ロ」とは、5年以内に可及的すみやかに達成
「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

2-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 昭和46. 6. 21総理府令35
 一部改正, 昭和49. 9. 30総理府令65 (総水銀, 水銀)
 昭和49. 11. 19総理府令70
 昭和50. 2. 3総理府令3 (P C B追加)
 平成元. 4. 3総理府令19 (T C E, P C E追加)
 平成5. 8. 27総理府令40 (海域にかかる窒素・磷追加)
 平成5. 12. 27総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)
 平成13. 6. 13環境省令21 (ほう素, ふっ素, アンモニア等化合物追加)

ア 人の健康の保護に関する項目 (有害物質)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (注2)

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

注2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH（水素イオン濃度）	川，湖沼	5.8～8.6
	海 域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）		最 大 160 mg/L
		日間平均 120 mg/L
COD（化学的酸素要求量）		最 大 160 mg/L
		日間平均 120 mg/L
SS（浮遊物質質量）		最 大 200 mg/L
		日間平均 150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜鉛 含 有 量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガ含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
磷含有量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

注3 窒素及び磷の適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾（H5.8.27設定 H5.10.1施行）

・湖沼

鶴田ダム貯水池（さつま町他）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

(2) 磷

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾（H5.8.27設定 H5.10.1施行）

・湖沼

高隈ダム貯水池（鹿屋市），高川ダム貯水池（出水市），鶴田ダム貯水池（さつま町他），池田湖（指宿市），鰻池（指宿市），蘭牟田池（薩摩川内市），欽崎池（薩摩川内市），南部ダム貯水池（天城町）（S60.5.30設定 S60.7.15施行）

伊仙中部ダム貯水池（伊仙町）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

大川ダム貯水池（奄美市），西京ダム貯水池（西之表市），永吉ダム貯水池（日置市，鹿児島市），竹山ダム貯水池（霧島市），須野ダム貯水池（奄美市），神嶺ダム貯水池（徳之島町）（H16.5.24設定 H16.6.1施行）